オフィス環境等の整備に伴う費用を助成します!

下関市サテライトオフィス等環境整備事業促進補助金

新規立地企業等のニーズに叶うオフィス環境等を整備する費用の一部を補助します!

補助対象事業

事業用ビルにおいて、オフィスの用途として行う貸室環境整備事業及び共用部分整備事業

- ■「オフィス」とは?
 - ⇒ 事業を行う者が事務を行うための事業所等
- ■「事業用ビル」とは?
 - ⇒ 地階を除く階数が3以上の耐火建築物であって、事業の用に供する部分があるもの
- ■「貸室環境整備事業及び共用部分整備事業」とは?
 - ⇒ オフィスの壁、天井、床等の設置及び改修等を行う事業
 - ⇒ オフィスと同じ階層にあるトイレ、洗面所及び給湯室の改修等を行う事業

補助対象者

補助対象事業を実施する事業者

進出企業(ビル所有者など

補助対象経費と補助率

補助対象事業に要する工事請負費)×(1/

※500万円を限度

※消費税相当額は除く

令和3年8月

オフィスに関する要件

- (1) 面積が30平方メートル以上であること。
- (2)補助対象事業が完了した日から1年以内に、対象オフィスを事業者がオフィスとして使用すること。
- (3) 対象オフィスにおいて行う事業が次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により営業の許可又は届出を要する事業
 - ② 小売又は飲食を目的とする事業
 - ③ サービス業のうち、店舗を有し、不特定多数の個人を対象とする事業
 - ④ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - ⑤ 保健、医療又は福祉に係る事業
 - ⑥ 銀行法により免許を受けて銀行業を営む者及び金融商品取引法により登録を受けて証券業を営む者を 除く金融業
 - ⑦ 事務所を転借した者が行う事業
 - ⑧ その他市長がこの要綱の目的に合致しないと認める事業
- (4) 対象オフィスを使用する事業者が補助対象事業を実施する前に対象オフィスを使用していないこと。
- (5) 対象オフィスを使用する事業者が本市区域内からの移転により、対象オフィスの使用を開始するものでないこと。

お問い合わせ

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

山口県下関市南部町21-19 下関商工会館4階

TEL: 083-231-1357 Email: kigyo-s@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

